

# GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントの報告に関する ガイダンス

脱炭素成長型経済構造移行推進機構



<b>01</b>	<b>本ガイダンスの位置づけ</b>	.....	p.4
<b>02</b>	<b>排出量目標に関するガイダンス</b>	.....	p.7
<b>03</b>	<b>コミットメントに関するガイダンス</b>	.....	p.13

# 改訂履歴



年月日	内容
2026年3月2日	初版発行

# 01 | 本ガイドンスの位置づけ



# 本ガイドンスの位置づけ

- GXフューチャー・リーグ（以下「GXFL」）に入会する企業のうち、「グループ単位」で排出量目標・コミットメントの提出及び実績報告をするグループ代表企業または「個社単位」で排出量目標・コミットメントの提出及び実績報告をする企業は、入会日から毎年10月末までに「2030年度の直接・間接排出量目標」（以下「排出量目標」）及び「GX需要創出に係るコミットメント」（以下「コミットメント」）を報告いただく必要があります。
- 本ガイドンスでは、これらの報告に関する詳細や要件等についてご案内します。

## 本ガイドンスのスコープ

	入会申請	排出量目標・コミットメントの報告	排出実績量・取組実績の報告
概要	<b>入会前に一度のみ提出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量目標、コミットメント及びこれらの実績に係る報告を行うことを誓約することで、GXFLへの入会を申請</li> </ul>	<b>入会時、原則一度のみ報告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2030年度の直接・間接排出量目標」及び「GX需要創出への取組に関するコミットメント」を報告</li> <li>当該目標・コミットメントはダッシュボードで公表</li> </ul>	<b>毎年度報告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出実績量及びコミットメントに係る取組進捗を報告</li> <li>当該実績はダッシュボードで公表</li> </ul>
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>初年度入会は、2026年3月3日から6月末まで</li> <li>27年度以降は、入会年度の前年度7/1-入会年度6月末まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFL入会后、<b>最初に到来する10月末まで</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出実績量：GXFL入会年度以降、毎年度10月末まで</li> <li>コミットメントに係る取組進捗：GXFL入会年度の翌年度以降、毎年度10月末まで</li> </ul>
提出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFL意向確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量目標・コミットメントに関する報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（準備中）</li> </ul>
関連規程・ガイドンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFC規約</li> <li>GXFL会員規程</li> <li>GXFCに関する説明会資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GXFLにおける排出量目標・コミットメントの報告に関するガイドンス（本書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（準備中）</li> </ul>

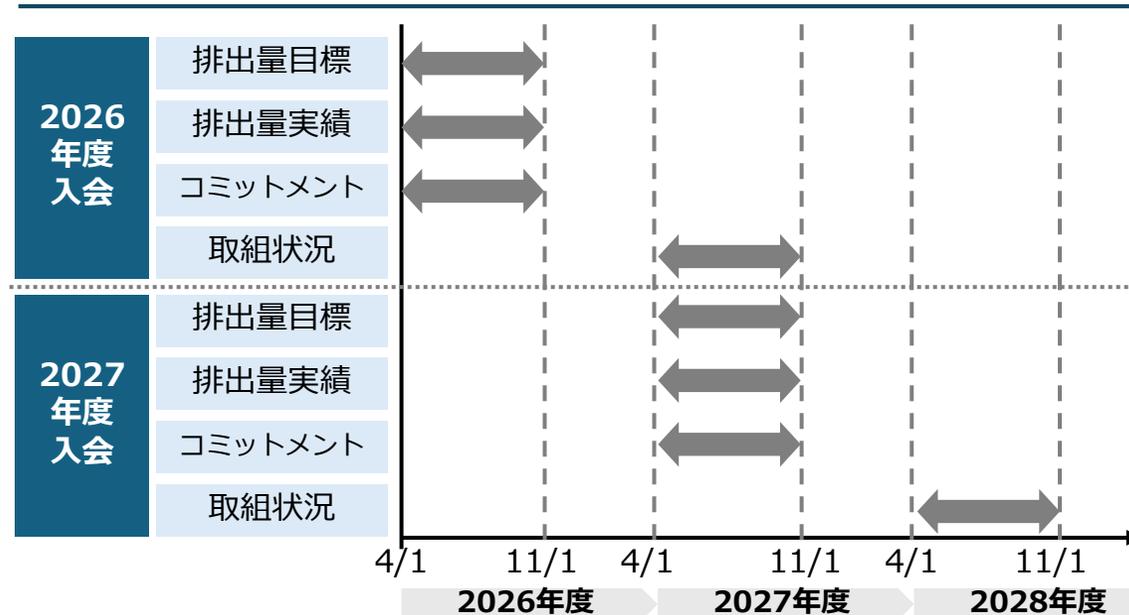
# GX フューチャー・リーグ会員にお願いする報告 | 概要

- GX フューチャー・リーグの会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）には、直接排出量（Scope 1）と間接排出量（Scope 2）について、「2030年度の排出量目標」（入会后10月末 $\times$ ）及び「毎年度の排出量実績」（毎年度翌10月末 $\times$ ）を報告いただく。
- あわせて、会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）には、「自社のGX需要創出に係る取組のコミットメント」（入会后10月末 $\times$ ）及び「コミットメントに対する取組状況の報告」（毎年度翌10月末 $\times$ 。初年度報告不要）を報告いただく。  
※グループ単位でコミットメントを提出する場合は、代表企業がグループとしての「GX需要創出に係る取組」及び「コミットメントの取組状況の報告」を提出する。
- 2種類の報告にあたっては、本ガイダンスを参照の上、それぞれの期限までに事務局に報告いただきたい。

※旧TCFDコンソーシアム会員であり開示・金融WGに参加を希望する外資系企業であって、SHK制度に基づく報告・目標が困難である場合等については、例外的に上記によらず入会が認められ得る場合があるため、事務局へ個別にご相談いただきたい。

	報告内容	報告時期
排出量目標	2030年度の ・ 直接排出量目標 ・ 間接排出量目標	入会日~毎年10月末日 <b>本ガイダンスのスコープ</b>
排出量実績	毎年度（2025年度以降）の ・ 直接排出量実績 ・ 間接排出量実績	毎年度4月~10月末日 ※入会の年度から前年度実績を報告
コミットメント	GX需要創出に係る2つ以上の取組のコミットメント	入会日~毎年10月末日 <b>本ガイダンスのスコープ</b>
コミットメント取組状況	コミットメントに関する毎年度の取組状況	毎年度4月~10月末日 ※入会の翌年度から報告

## GX フューチャー・リーグ会員に求める取組の報告期間



02

排出量目標に関するガイダンス



# 報告方法 ※排出量目標・コミットメント共通

- 排出量目標・コミットメントは、事務局指定の様式に記載の上、システム※にアップロードすることで報告いただきます。

※現時点で準備中。2026年度8月頃にご案内予定です。

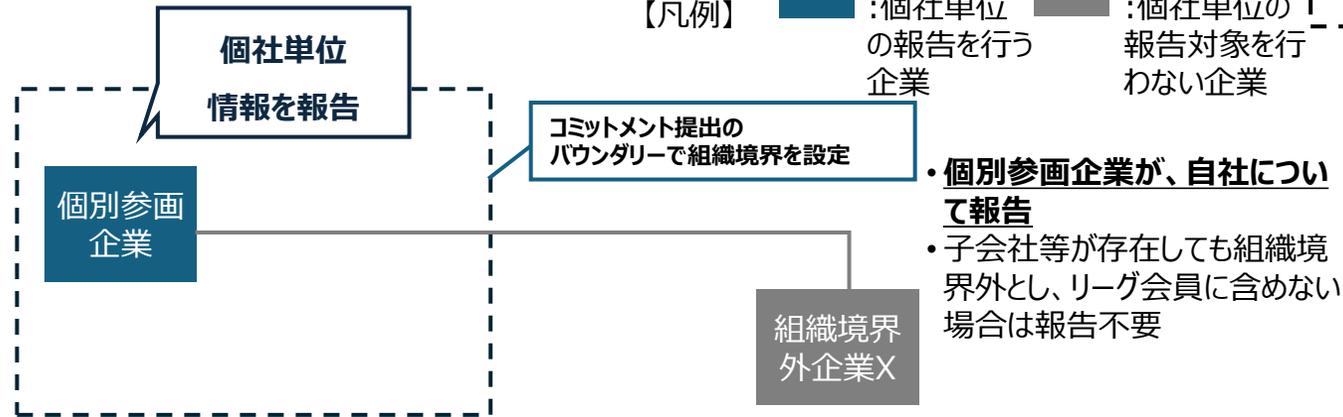
プロセス	手続概要	備考
提出様式のDL (入会企業)	<ul style="list-style-type: none"><li>以下Webサイトより、「排出量目標・コミットメントに関する報告書（様式4）」をダウンロード 2026/3/2～3/31：TCFDコンソーシアム又はGXリーグ Webサイト 2026/4/1～：GX推進機構Webサイト</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ダウンロードができない場合は、事務局までお問合せください。</li></ul>
様式の作成 (入会企業)	<ul style="list-style-type: none"><li>企業基本情報等のほか、本ガイダンスにしたがい「排出量目標」及び「コミットメント」を入力ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>様式の記載方法は次頁をご参照ください。</li></ul>
様式の報告 (入会企業)	<ul style="list-style-type: none"><li>GXFL入会から10月末までに、Webシステムに様式をアップロードすることで報告いただきます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>Webアップロードシステムは2026年8月頃に構築・ご案内を予定しています。</li><li>2026/4/1からシステムご用意までの間、エクセル様式を事務局にメールでお送りいただくことにより報告が可能です。その場合も、<b>Webシステムがご用意でき次第、改めて様式をシステムにアップロードいただくことが必須</b>となります。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。</li></ul>
内容の確認 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"><li>報告された様式を、事務局にて確認いたします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局が様式の記載に問題ないことを確認でき次第、確認完了の通知をします。事務局による確認等には2か月程度の処理時間をいただく場合がございます。事務局の処理時間を加味し、時間に余裕を持った提出をお願いします。</li><li>内容に不備等がある場合、メールで差戻及び修正依頼をさせていただきます。</li><li>記載内容に関し、メール又はリモートのお打合せにて、内容の詳細を確認させていただく場合があります。</li></ul>

# 【参考】GX フェューチャー・リーグ会員 | 会員単位



【凡例】 ■ : 個社単位の報告を行う企業  
 ■ : 個社単位の報告対象を行わない企業  
 - - - : 組織境界 ※組織境界内で目標・コミットメントを報告  
 □ : 代表企業

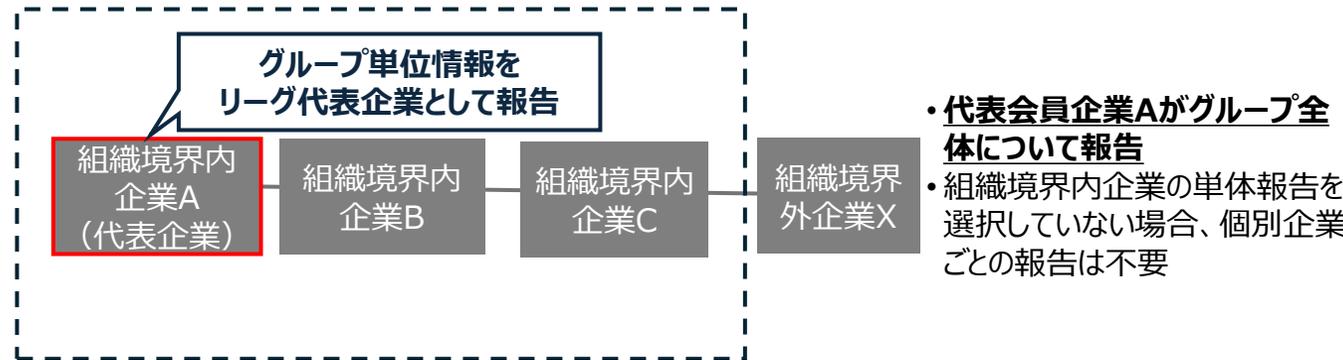
## 個社単位 参画の場合



- 個別参画企業が、自社について報告
- 子会社等が存在しても組織境界外とし、リーグ会員に含めない場合は報告不要

• 個別参画企業が、自社に関する様式4を提出  
 ⇒P.10記載例

## 個社単位報告 をしない場合

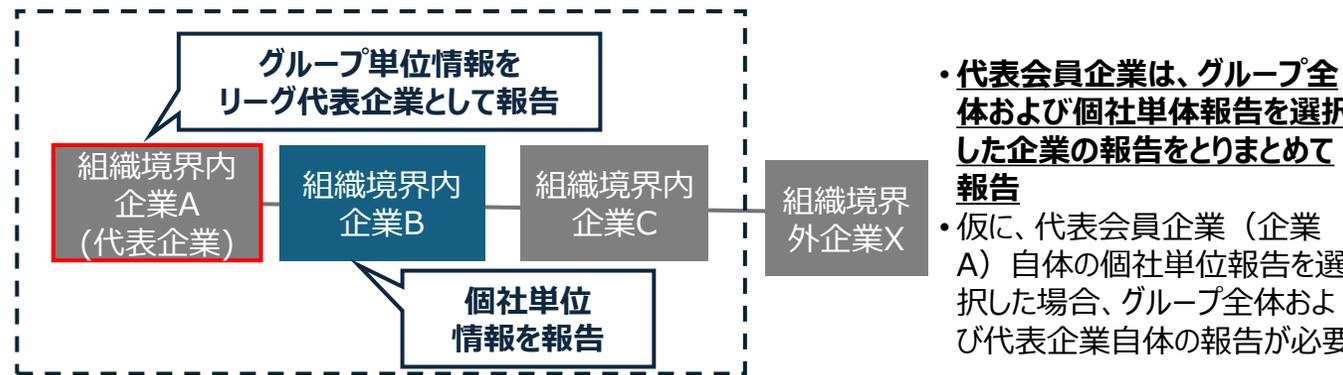


- 代表会員企業Aがグループ全体について報告
- 組織境界内企業の単体報告を選択していない場合、個別企業ごとの報告は不要

• 代表企業Aが、グループ全体に関する様式4を提出  
 ⇒P.11記載例

## グループ単位 参画の場合

### 組織境界内企業の1社以上が個社単位報告する場合



- 代表会員企業は、グループ全体および個社単体報告を選択した企業の報告をとりまとめて報告
- 仮に、代表会員企業（企業A）自体の個社単位報告を選択した場合、グループ全体および代表企業自体の報告が必要

• 代表企業が、グループ全体に関する様式4を提出  
 ⇒P.11記載例

• 企業Bは、自社に関する様式4をリーグ代表企業Aに提出  
 ⇒P.12記載例

• 代表企業Aが個社単位での報告を選択した場合、代表企業A自身に関する様式4を提出  
 ⇒P.12記載例

# 様式記載方法 | 排出量目標 (様式 4 前半部分) ~「個社参画 / 個社単位の目標等の報告」~

様式 4

## GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

提出年月日	2026/3/31
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@gxfuture.co.jp
電話番号	09011112222
リーグ代表会員企業	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111

### 1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GXフューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾しま

### 2. 本報告書における排出量目標とコミットメントの報告単位

- 本報告書では、個社単位での報告を行います。
- 本報告書では、グループ単位での報告を行います。

### 3. 2030年度の直接・間接排出量目標 (個社単位)

- 当社はGX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当し、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、本書による排出量目標の報告に代えます。
- 当社は以下のいずれかに該当するため、本書により排出量目標を提出します。
  - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当しない。
  - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当するが、本書により排出量目標を報告することを希望する。

直接排出量目標 50,000 t-CO2

間接排出量目標 30,000 t-CO2

- ・法人名は「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- ・法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- ・[法人番号公表サイト](#)で公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)
- ・代表権を有する方(代表取締役等)の氏名を記載ください。
- ・本提出のご担当者に関する情報を入力ください。
- ・記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者に、事務局よりご連絡をいたします。
- ・GXフューチャー・リーグにおける取組の報告を「個社単位」で提出するため、上記と同一の法人名・法人番号を入力ください。
- ・内容を確認のうえ、チェックの入力(プルダウンより選択)をお願いします。
- ・「本報告では、個社単位での報告を行います。」を選択してください。
- ・本報告書を提出する法人が、GX推進法における脱炭素成長型投資事業者(ETS対象者)に該当し、かつGX推進法に定める移行計画の写しの提出を以て排出量目標の報告に代えることを希望する場合は、上のチェックボックスにチェックを入力してください。その場合、下段の目標量の入力不要です(グレーアウトします)。
- ・ETS対象者に該当しない場合、またはETS対象者に該当するが、本様式により排出目標量を報告することを希望する場合、下のチェックボックスにチェックを入力してください。その上で、2030年度の直接・間接排出量目標をそれぞれ入力ください。

# 様式記載方法 | 排出量目標 (様式 4 前半部分) ~「グループ参画 /グループ単位の目標等の報告」~

様式 4

## GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

提出年月日	2026/3/31
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@gxfuture.co.jp
電話番号	09011112222
リーグ代表会員企業	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111

### 1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GX フューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾します。

### 2. 本報告書における排出量目標とコミットメントの報告単位

- 本報告書では、個社単位での報告を行います。
- 本報告書では、グループ単位での報告を行います。

### 3. 2030年度の直接・間接排出量目標 (グループ単位)

- 当社はGX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当し、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、本書による排出量目標の報告に代えます。
- 当社は以下のいずれかに該当するため、本書により排出量目標を提出します。
  - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当しない。
  - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当するが、本書により排出量目標を報告することを希望する。

直接排出量目標 50,000 t-CO<sub>2</sub>

間接排出量目標 30,000 t-CO<sub>2</sub>

- ・法人名は「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- ・法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- ・[法人番号公表サイト](#)で公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)

- ・代表権を有する方(代表取締役等)の氏名を記載ください。

- ・本提出のご担当者に関する情報を入力ください。
- ・記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者に、事務局よりご連絡をいたします。

- ・グループ単位での参画の場合で、当該グループ全体での排出量目標・コミットメントを報告するケースを想定しているため、
  - ・リーグ代表会員企業の法人名・法人番号を入力ください。
  - ・「グループ単位での報告を行います。」にチェックを入力ください。

- ・グループ全体の排出量目標・コミットメントを報告する場合、こちらの欄はいずれもチェックを行わないでください(デフォルトでグレーアウトしています)。

- ・直接排出量目標・間接排出量目標それぞれについて、グループ全体での値を記載してください。

# 様式記載方法 | 排出量目標 (様式 4 前半部分) ~「グループ参画 / 個社単位の目標等の報告」~

様式 4

## GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

提出年月日	2026/3/31
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	11111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@gxfuture.co.jp
電話番号	09011112222
リーグ代表会員企業	株式会社GXフューチャーHD
法人番号	222222222222

### 1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GXフューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾します。

### 2. 本報告書における排出量目標とコミットメントの報告単位

- 本報告書では、個社単位での報告を行います。
- 本報告書では、グループ単位での報告を行います。

### 3. 2030年度の直接・間接排出量目標 (個社単位)

- 当社はGX推進法における脱炭素成長型投資事業者<sup>1</sup>に該当し、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、本書による排出量目標の報告に代えます。
- 当社は以下のいずれかに該当するため、本書により排出量目標を提出します。
  - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者<sup>1</sup>に該当しない。
  - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者<sup>1</sup>に該当するが、本書により排出量目標を報告することを希望する。

直接排出量目標 50,000 t-CO<sub>2</sub>

間接排出量目標 30,000 t-CO<sub>2</sub>

- ・法人名は「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- ・法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- ・[法人番号公表サイト](#)で公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)

- ・代表権を有する方(代表取締役等)の氏名を記載ください。

- ・本提出のご担当者に関する情報を入力ください。

- ・記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者、事務局よりご連絡をいたします。

- ・グループ単位での参画の場合で、当該グループに含まれる個社の目標・コミットメントを報告するケースを想定しているため、
  - ・リーグ代表会員企業の法人名・法人番号を入力ください。
  - ・「個社単位での報告を行います。」にチェックを入力ください。

※リーグ代表会員企業が、当該代表企業自身の個社単位での報告を行うことを選択した場合、「グループ全体の報告」と「代表会員企業個社としての報告」の2つが必要となります。  
※リーグ代表会員企業は、グループ内の個社の様式4をとりまとめて提出してください。

- ・本報告書を提出する法人が、GX推進法における脱炭素成長型投資事業者(ETS対象者)に該当し、かつGX推進法に定める移行計画の写しの提出を以て排出量目標の報告に代えることを希望する場合は、上のチェックボックスにチェックを入力してください。その場合、下段の目標量の入力<sup>2</sup>は不要です(グレーアウトします)。

- ・ETS対象者に該当しない場合、またはETS対象者に該当するが、本様式により排出目標量を報告することを希望する場合は、下のチェックボックスにチェックを入力してください。その上で、2030年度の直接・間接排出量目標をそれぞれ入力ください。

# 03 | コミットメントに関するガイダンス



# コミットメントに関する共通事項

## 共通事項

- GX需要創出について自社が取り組む項目の選択及びその取り組む具体的な内容をコミットメントとして記載し、事務局に報告していただきます。
- **グループ代表企業は組織境界内全体「グループ単位」での取組**を記載してください。
- また、「個社単位」で排出量目標・コミットメント等の報告を行う企業は、「個社単位」での取組を記載してください。  
※グループ単位は、子会社及び関連会社（議決権20%以上50%以下）を含む。
- コミットメントの記載時点で実施済みの事項であっても、各コミットメントが定める要件を満たしていれば報告いただけます（必ずしも新たな取組である必要はありません）。
- コミットメントの記載及び報告は、日本のGX需要創出に貢献する取組である必要があります（国外のみでの取組は記載不可）。

# A-1. GX率先実行宣言の実施

## 実施事項

- 政府が中長期的に支援措置をするGX製品・サービスの社会実装に積極的に取り組むため「GX率先実行宣言」を行う。

## 要件・補足事項

- GX率先実行宣言の運用に則り、親会社の子会社を含めた宣言を既に行っている場合、当該子会社も宣言を行っているものとみなすことができる。
  - 親会社は、他の会社（子会社）に対して、以下のいずれかに該当し、経営を実質的に支配している会社とする。
    - ① 議決権の過半数を直接または間接に保有している
    - ② 取締役の過半数を選任できるなど経営意思決定を支配している
    - ③ 法律上または会計上の基準により支配力が認められる
- 本コミットメントを報告する場合、コミットメントは1つ以上で要件を満たす。
  - ※ GX率先実行宣言の詳細は、2025年度内はGXリーグ、2026年度以降はGX推進機構のWebサイトを参照。

## コミットメントの例

- 「グリーンスクール」について、ゴールドグレードでのGX率先実行宣言を提出する。

## A-2. GX製品又はサービスの積極的調達又は販売

### 実施事項

- (現在、検討中のため選択不可)

### 要件・補足事項など

- -

### コミットメントの例

- -

## A-3. 調達に関するアライアンスの組成又は参画

### 実施事項

- GX率先実行宣言の対象製品の需要を立ち上げるためのアライアンス等の枠組みを立ち上げる、又は枠組みに参加する。

### 要件・補足事項

- **GX率先実行宣言の対象製品の調達に関する枠組みであること。**
- アライアンスとは、共同調達や調達宣言を通じて、GX需要創出に取り組む企業連合とする。
- 組成や参加をするアライアンス等は、業種横断的な企業によって構成されていることが好ましい。特定の業種によるアライアンス等であっても要件を満たすこととする。

### コミットメントの例

- SAFについての需要創出を目的とした、SAFの利用を促進するアライアンスへ参画する。

# B-1. GXに係るコスト負担に関する合意

## 実施事項

- サプライチェーンにおけるGXへの対応により通常品・サービスと比較したコスト上昇分に関して、サプライヤー企業とコスト負担の分担について合意を行う。

## 要件・補足事項

- 省エネ設備導入、燃料転換、低炭素原材料への切替え等に伴うコスト上昇分を価格転嫁等
- 合意を行う相手方は、**自社のサプライヤー企業（自社のグループ会社は除く）とする。**※グループ会社は、親会社、子会社（詳細な定義はA-1を参照）、関連会社（議決権を20%以上50%以下を直接または間接的に保有する会社）を含む。
- **合意にあたっては、サプライヤー企業と連名で書面による合意を行うこと。**
- 少なくとも、公正取引委員会が定める「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」で求められる内容・水準を満たすこと。

## コミットメントの例

- 主要サプライヤーと連携し、GX対応（省エネ設備導入、燃料転換、低炭素原材料への切替え等）に伴うコスト上昇分について、単価改定や長期契約の見直し等を行い、コスト負担の分担に関する合意書等を締結する。

## B-2. キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援

### 実施事項

- サプライヤー企業に対し、排出削減に係る知見の提供や排出削減に向けた伴走支援などのエンゲージメント又は技術支援を行う。

### 要件・補足事項

- 支援を行う企業は、**自社のサプライヤーであること**。中小企業であることが望ましい。  
※ 中小企業の定義は、中小企業庁が公表するものに則ること（以下同じ。）。
- **支援対象には、必ず自社のグループ会社以外を含めること**。
- 単なる自社製品・サービスの紹介等は対象外とする。

### コミットメントの例

- 主要サプライヤー企業10社に対しGHG排出量算定・排出削減を実施してきた専門人材を派遣し、排出量算定業務を自立して運用できる体制の構築を支援する。
- サプライヤー企業に対し、GHG排出量算定ツールを無償で提供する。
- サプライヤー企業の削減目標設定を支援するため、目標設定の手順を解説する勉強会を年●回実施する。

## B-3. 設備投資支援

### 実施事項

- 中小企業を中心とするサプライヤーの排出削減に係る設備導入への支援を行う。

### 要件・補足事項

- 設備入れ替えに関する金銭的支援及び助言、サプライヤーの設備投資支援を金融機関から受けるための支援を行うこと。
- 金融機関による設備投資に係る投融資は対象外とする。
- **排出量削減に資する又は算定・削減等に必要となる設備（ソフトウェアも含む）であること。**
- 支援を行う企業は、**自社のサプライヤー企業（自社のグループ会社を除く）であること。**中小企業であることが望ましい。

### コミットメントの例

- サプライヤーの排出削減に係る設備への投資を金銭面から支援する。
- サプライヤーの製品製造プロセスを診断し、適切な設備への入替えを助言、支援する。
- サプライヤーが設備投資に係る政府の補助金や金融機関の融資を受けるための支援を行う。

## B-4. 排出削減に取り組むサプライヤーの積極評価

### 実施事項

- 排出削減に取り組むサプライヤーに対する表彰等の評価を行う。

### 要件・補足事項

- 積極評価を行うサプライヤー企業は中小企業であることが望ましい。
- グループ会社のみを対象とする表彰の枠組みは認めない。

### コミットメントの例

- 排出量削減に取り組む中小企業サプライヤーのGXへの積極的な取組を評価し、評価の高いサプライヤーに対して表彰を行う。
  - ●年までに、サプライヤー評価の項目に「GHG排出削減の取組状況（算定・目標設定・設備投資等）」を組み込む。
  - 上記の評価項目において一定水準以上の取組が確認できた中小企業サプライヤーに対して表彰を行い、サプライヤーに対して優良事例として公表する。

## B-5. CFPの算定、Scope 3 の算定又はScope 3 排出量の目標設定

### 実施事項

- サプライチェーンの企業と連携し、自社製品のCFPの算定、自社のScope 3 排出量の算定又はScope 3 排出量の目標設定を行う。

### 要件・補足事項

- CFP又はScope3の算定を行うこと（CFP・Scope3ともに、排出量目標の設定は任意）。
- CFPに関し、算定を実施した製品名を事務局に報告すること（算定結果の報告（及び公表）は任意）。
- CFP算定は、業界で定められたガイドラインがあればそれに則り、ない場合は経済産業省及び環境省が定めた「カーボンフットプリントガイドライン（別冊）CFP実践ガイド」に則ること。
- Scope3の算定方法は、GHGプロトコルに則ること。
- Scope3の算定するカテゴリについては、排出量の多寡等に応じ任意の選択を可能とする（全てのカテゴリを算定する必要はない）。

### コミットメントの例

- 2030年度までに、主要製品のXXとYYに係るCFPをカーボンフットプリントガイドラインに準拠して算定する。
- Scope 3の主要カテゴリ○及び○の排出量について、2030年までに●年比で●%削減する。
- 製造および調達に起因するScope3排出を2030年までに基準年比で●%削減する目標を設定

# C-1. サステナブルファイナンス等の実施

## 実施事項

- トランジションファイナンス等のサステナブルファイナンスの実践やSDGs債の組成・引き受けなどを通じ、2050CNへの野心的な排出量削減に取り組む企業等を支援する。

## 要件・補足事項

- 本コミットメントは、金融機関による取組を記載できる。
- 事業会社における、「サステナブルファイナンスによる資金調達」は対象外とする。
- 以下の2点を満たすサステナブルファイナンスを要件とする。
  - ① **ファイナンスの対象は企業や自治体を想定する**（CT国債の購入は、C-3の要件のみを満たす）。
  - ② **資金使途には脱炭素に資するものを必ず含める。**
- ICMA、LMA等の国際的な標準に沿ったものであることが望ましいが、各社独自商品等も含めて構わない。

## コミットメントの例

- サステナブルファイナンスについて、●年から2030年までの累計実行額を●兆円（うち、環境分野は●兆円）とする。
- 投融資によるポジティブ・インパクトの創出について、●年までにGHG排出削減貢献量●tを目標とする。
- 脱炭素に貢献するサステナブルファンド等を組成している。

## C-2. 金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施

### 実施事項

- 投融資先企業と定期的に対話を行い、GXの取組や計画の強化を働きかける。

### 要件・補足事項

- 本コミットメントでは、金融機関による取組を記載できる。

### コミットメントの例

- 主要な融資先・投資先企業に対して、少なくとも年1回、経営層を含むエンゲージメントミーティングを実施し、Scope 1～3 排出量の把握状況やGX投資計画、サプライチェーン全体での排出削減方針等について対話を行う。
- 必要に応じて排出削減目標や移行計画の高度化、サプライヤー支援の強化等を提案し、GXの取組を強化するよう働きかける。

# C-3. クライメート・トランジション利付国債の購入

## 実施事項

- クライメート・トランジション利付国債（CT国債）を購入する。または入札へ参加する。

## 要件・補足事項

- 2030年度までにCT国債を購入すること。
- 購入金額は任意とする。
- 本コミットメントは金融機関以外も選択できる。

## コミットメントの例

- 自社の投資方針の中にCT国債についても方針や目標を作り、●年までにCT国債を購入する。
  - 購入した時に投資表明のリリース等を公表する。
  - CT国債の購入実績やポートフォリオに占める割合等を、サステナビリティレポート等において、GX投資支援への貢献として開示する。



## GX Future リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

様式4

(前半部分略)

### 4-1. GX需要創出への取組に関するコミットメント (取組の種類)

以下のうち、2つ以上の取組※にチェックを入れてください。

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | A-1. GX率先実行宣言の実施                          |
| <input checked="" type="checkbox"/> | A-2. GX製品又はサービスの積極的な調達又は販売                |
| <input type="checkbox"/>            | A-3. 調達に関するアライアンス等の発起又は参画                 |
| <input type="checkbox"/>            | B-1. GXに係るコスト負担に関する合意                     |
| <input type="checkbox"/>            | B-2. キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援           |
| <input type="checkbox"/>            | B-3. 設備投資支援                               |
| <input type="checkbox"/>            | B-4. 削減に取り組むサプライヤーの積極評価                   |
| <input type="checkbox"/>            | B-5. CFPの算定、Scope 3 の算定又はScope 3 排出量の目標設定 |
| <input type="checkbox"/>            | C-1. サステナブルファイナンス等の実施                     |
| <input type="checkbox"/>            | C-2. 金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施             |
| <input type="checkbox"/>            | C-3. クライメート・トランジション利付国債の購入                |

※「A-1. GX率先実行宣言の実施」を選択した場合は、1つ以上の取組

- 2030年度までに企業が行う「GX需要創出への取組」に関するコミットメントについて、「A-1」から「C-3」までの11の項目から2つ以上を選択ください。
  - ※「A-1. GX率先実行宣言の実施」を選択した場合、1つ以上の取組で上記条件（2つ以上を選択）を充足したものとします。
  - ※「A-2. GX製品またはサービスの積極的な調達又は販売」については、2026年3月現在で詳細な要件が未定ですので、選択いただけません。詳細が決定し次第、本ガイダンスを更新いたします。
- 「C-1」及び「C-2」は、金融機関による選択・記載を前提としています。
  - ※それ以外は、すべての企業で選択・記載可能です。
- 本欄で選択いただいた項目について、「4-2. 具体的な取組」が記載可能となります。
  - ※4-2の記載方法については、次頁でご説明いたします。

# 様式記載方法 | コミットメント (2/2)

## 4-2. GX需要創出への取組に関するコミットメント (具体的な取組)

4-1で選択したコミットメントに関して、具体的な取組内容を記載してください。

(500文字以内・改行可)

### A-1. GX率先実行宣言の実施

具体的な取組内容 (必須)

関連URL (任意)

- 本ガイダンスの内容を踏まえて、コミットメントの内容を、500文字以内で記載ください (改行可)  
※記入は必須です。  
最低文字数の制限はありませんが、事務局による確認を行うとともに、記載内容はダッシュボードにおいて公開をしますので、具体的な内容を記載ください。
- コミットメントの内容を補足する参考情報が記載されているWebページなどに関する関連URLについて記入が可能です  
※URLの記入は任意です。  
※記入可能なURLは、最大2つまでです

## 5. その他GX需要創出に関する取組 (上記に該当しないもの)

※記載任意。A-1~C-3までに該当しない各社のGX需要創出に向けた取組があれば、記載してください。(500文字以内・改行可)

具体的な取組内容 (任意)

関連URL (任意)

- 4-1及び4-2に記載いただいた事項のほかに、各社で取り組んでいる「GX需要創出に向けた取組」がある場合、その内容を500文字以内で記載ください(改行可)。
- 500文字以内・関連URL 2つまででしたら、複数の取組を記載いただいても問題ありません。
- 本記載は、GXフューチャー・リーグ入会要件 (GX需要創出に向けた取組のコミットメント) とは別途、任意に記載いただくものとなります (すなわち、本欄への記載は要件の充足と関係いたしません)。
- 本欄への入力内容について、事務局による確認・審査は行いません。
- 記載内容はダッシュボードにおいてすべて公開いたします。(記載内容の一部または全部を非公表にすることはできません。)
- コミットメントの内容を補足する参考情報が記載されているWebページなどに関する関連URLについて記入が可能です。  
※URLの記入は任意です。  
※記入可能なURLは、最大2つまでです